

表 5-10 公害苦情相談員(平成21年度)

(単位：人)

| 区 分 | 公 害 苦 情 相 談 員 |      |      | 公害苦情処理事務を行う職員数※ |      |      | 計   |
|-----|---------------|------|------|-----------------|------|------|-----|
|     |               | うち専任 | うち兼任 |                 | うち専任 | うち兼任 |     |
| 県   | 26            | 0    | 26   | 17              | 0    | 17   | 43  |
| 市町村 | 1             | 0    | 1    | 187             | 5    | 182  | 188 |
| 計   | 27            | 0    | 27   | 204             | 5    | 199  | 231 |

※公害苦情相談員は除く

## 2 公害苦情

### (1) 公害苦情事件数と種類別状況

平成21年度に地域住民から市町村や県の公害苦情の窓口到新規に寄せられた苦情件数は、1,704件でした。

種類別にみると、典型7公害に関する苦情件数が611件（構成比35.9%）、典型7公害以外のものが1,093件（同64.1%）となっています。

典型7公害に関する苦情の内訳をみると、悪臭229件（構成比13.4%）、水質汚濁131件（同7.7%）、大気汚染並びに騒音118件（同6.9%）の順となっています。（資料編12-（1））

### (2) 受理機関別苦情件数

平成21年度に県及び市町村が新規に受理した苦情件数を受理機関別にみると、県が4件（構成比0.2%）、市町村が1,700件（構成比99.8%）となっています。

市町村別にみると、受理件数が多い方から鹿屋市622件、薩摩川内市327件、鹿児島市210件の順となっています。この3市で全体の約64%を占めています。

（資料編12-（2））

## 3 公害防止（環境保全）協定

公害防止（環境保全）協定は、企業と地方公共団体、住民団体等の間で公害の防止のために締結するものであり、公害関係法令を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行うことにより、地域の生活環境を保全する有効な手段となっています。（表5-11、表5-12）

表 5-11 業種別の公害防止協定締結事業所数

(平成22年3月末現在)

| 業種・事業所等別 | 農業等 | 鉱業 | 建設 | 食料品 | 衣料・繊維 | 木材・パルプ | 化学 | 石油・石炭製品 | ゴム・皮革 | 窯業・土石 | 鉄鋼 | 非鉄金属 | 金属 | 機械 | 電気等供給 | 産業廃棄物・処理場 | その他 | 合計  |
|----------|-----|----|----|-----|-------|--------|----|---------|-------|-------|----|------|----|----|-------|-----------|-----|-----|
| 件数       | 91  | 3  | 15 | 49  | 1     | 3      | 5  | 8       | 0     | 8     | 0  | 6    | 5  | 8  | 4     | 35        | 44  | 285 |

**表 5－12 県・市町村及び企業との３者協定**

| 企 業 名        | 締 結 年 月 日   |
|--------------|-------------|
| 新日本石油基地株式会社  | 昭和51年12月25日 |
| 九州電力株式会社     | 昭和56年7月22日  |
| 石川島播磨重工業株式会社 | 昭和59年3月23日  |
| 志布志石油備蓄株式会社  | 平成4年8月27日   |
| 日本地下石油備蓄株式会社 | 平成4年12月16日  |

## 第 7 節 環境に配慮した事業活動等の促進

### 1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

#### ① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、環境事業団及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（以下「制度資金」という。）の融資を受けた事業者（以下「事業者」という。）で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子（以下「利子」という。）を支払っているもの。

#### ② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

#### ③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまで。（資料編13-(1)）

### 2 鹿児島県中小企業融資制度（地球温暖化対策資金）

中小企業者等が、環境配慮型の経営を行おうとするとき又は環境配慮型の事業を創出しようとするときに必要な資金の融資を受けることができる制度です。

#### ① 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、環境に配慮した経営を行おうとするもの及び環境に配慮した事業を創出しようとするもの

#### ② 融資対象経費

ア IS014001、エコアクション21等の認証取得に要する資金又は認証維持のために必要な資金

イ 事業の用に供する低公害車の購入又は最新排出ガス規制適合車への買替えであって、次に掲げるものに要する資金（新車購入に限る。）

(ア) 低公害車の新たな購入

(イ) 使用中のディーゼル車（貨物自動車、バス等）の最新排出ガス規制適合車（貨物自動車、バス等）への買替え

ウ 地球環境保全に資する施設等であって、次に掲げるものの設置に要する資金

(ア) 特定フロン等の回収装置

(イ) エネルギーの有効利用施設又は廃棄物の資源化・再生利用施設

エ 環境負荷を低減させる製品の開発、製造、販売等に要する資金

オ その他、地球温暖化対策に資する施設設備の導入又は事業運営に要する資金

③ 主な融資条件

・資金使途 運転資金・設備資金

・融資限度額 5,000万円

・融資期間 運転資金 7年以内（うち据置24月以内）  
設備資金 10年以内（うち据置36月以内）

・融資利率 年1.90%～2.70%

・保証料率 年0.13%～1.58%

### 3 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため、①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響を与え、又は与える可能性があるかを把握し、環境保全に関する方針、目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な組織を整備し、環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い、継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続きです。

このシステムに係る規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは、環境保全に向けた体制が整備されるとともに、「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが、そのためには（財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して、審査を受ける必要があります。なお、県内では平成22年3月末現在で、282事業所が認証を受けています。

県では、（財）かごしま産業支援センターにおいて、環境に配慮した企業活動が推進されるよう県内中小企業者を対象としたISO制度普及のための講座を開催しています。

今後とも関係団体と連帯を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。

（資料編15-（1））

## 第8節 市町村における特色ある取組（鹿児島市・志布志市）

### 1 「かごしま環境未来館」における市民や事業者と協働した環境学習・環境保全活動への取組み（鹿児島市）

#### （1）「かごしま環境未来館」～環境学習・環境保全活動の拠点施設～

「かごしま環境未来館」は、環境学習や、環境情報の発信、環境活動の輪を広げていくための拠点施設として平成20年10月に開館しました。

地球の未来を真剣に考え、環境に配慮した行動の輪を、「かごしま環境未来館」から大きく広げていきます。